

こくほ資格確認書 更新のお知らせ

お持ちの国民健康保険資格確認書は、令和8年7月31日が有効期限となっておりますので、下記のとおり資格確認書の更新手続きを行います。

下記の日程で更新手続きができない方は、占冠・中央・双珠別地区は7月15日以降に住民課国保医療担当で、トマム地区は7月16日以降にトマム支所窓口で、更新手続きを行ってください。7月24日までに受け取りに来られない方は、収納状況を確認のうえ、7月下旬に郵送いたします。

なお、国民健康保険から職場の健康保険に加入した場合は届出が必要です。

1 資格確認書更新手続きの日時及び場所

日 時		場 所
7月14日 (火)	9:00~12:00	総合センター 2階 視聴覚室
	13:30~14:30	双珠別住民センター
	15:30~16:30	占冠地域交流館(旧 占冠小学校)
7月15日 (水)	14:00~16:00	トマムコミュニティセンター

2 対象者 国民健康保険に加入している方

(対象の方には、別途案内はがきを送ります。)

※69歳以下でマイナ保険証をお持ちの方は、案内はがきが届いても更新の必要はありません。

去年更新時に交付した「資格情報のお知らせ」がそのまま使用できます。

3 当日持参するもの

- (1) 本人確認書類(資格確認書、運転免許証、マイナンバーカード等)
- (2) 印鑑

4 その他資格確認書、受給者証の交付について

同じく7月31日が有効期限となっている下記資格確認書、受給者証についても上記会場・住民課国保医療担当・トマム支所窓口にてお渡し可能です。

- 後期高齢者医療資格確認書 ○重度障がい者医療費受給者証
- 子育て支援医療費受給者証 ○ひとり親家庭等医療費受給者証

5 お問い合わせ

住民課国保医療担当 TEL 0167-56-2122

各種医療費受給者証更新のお知らせ

子育て支援医療費受給者証・重度心身障がい者医療費受給者証・ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちのみなさまへ

現在お持ちの受給者証の有効期限は令和8年7月31日までとなっています。

更新手続きの簡素化をはかるために、昨年度更新手続きをされた方及び新規で申請された方は、その手続きをもって世帯課税状況の確認に同意いただいているとみなし、更新手続きは不要とさせていただきます。

占冠・中央・双珠別地区の方は7月15日以降、役場住民課国保医療担当において、トマム地区の方は7月16日以降トマム支所窓口において、新しい各受給者証の受取が可能ですので、窓口にお申し出ください。

7月24日までに各窓口で受け取れない方に関しては、順次郵送しますので、お手元に届きましたらご確認ください。

また、先駆けて国保資格確認書更新手続き時に、国保資格確認書・後期高齢者資格確認書とあわせて、各受給者証をお渡しすることが可能ですので、ご都合つく方は会場までお越しください。

<国保資格確認書更新手続きの日時及び場所>

日 時		場 所
7月14日 (火)	9:00~12:00	総合センター 2階 視聴覚室
	13:30~14:30	双珠別住民センター
	15:30~16:30	占冠地域交流館(旧 占冠小学校)
7月15日 (水)	14:00~16:00	トマムコミュニティセンター

なお、現在お持ちの古い受給者証は8月1日以降に、はさみを入れる等して破棄してください。

ご不明な点がございましたら、下記担当までご連絡ください。

お問い合わせ先

住民課国保医療担当

TEL 0167-56-2122